

# 令和6年第3回加賀市農業委員会定例総会

令和6年3月25日(月)

開会（午後1時30分）	
事務局（宮下）	<p>これより令和6年第3回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、農業委員の現委員13名全員の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、13名全員の出席をいただいております。</p> <p>また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を、14日に上木委員、事務局職員の計2名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは中村会長、議事進行をお願いいたします。</p>
議長挨拶	
議長（中村会長）	<p>皆さん、こんにちは。（あいさつ等）</p> <p>それでは、令和6年第3回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p>
議事録署名員の指名	
議長（中村会長）	<p>初めに議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>13番 嶋崎委員、14番 丸山委員を指名します。</p>
議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	<p>それでは議案の審議を行います。議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。</p>
事務局（橋本）	<p>説明させていただきます。議案第9号、</p>

から農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。

案件は4件です。

整理番号1番は、の譲受人が町外の農地を取得するものです。この農地は町内の譲渡人が所有していますが、労力不足により所有する農地を譲渡するものです。譲受人は水稻を主に農業を経営しており、自宅や耕作地に近い農地を取得するものです。

整理番号2番は、の譲受人が町内の農地を取得するものです。この農地は町内の譲渡人が所有していますが、高齢化による経営縮小により所有する農地を譲渡するものです。譲受人は、水稻と野菜を主に農業を経営しており、自宅や耕作地に近い農地を取得するものです。

整理番号3番は、の譲受人が町内の農地を取得するものです。この農地は町内の譲渡人が所有していますが、労力不足により所有する農地を譲渡するものです。譲受人は水稻と野菜を主に農業を経営しており、自宅や耕作地に近い農地を取得するものです。

整理番号4番は、の譲受人がの農地を取得するものです。この農地は町内の譲渡人が所有していますが、農業廃止により所有する農地を譲渡するものです。譲受人はを経営しており、以前より譲渡人から借り受けて耕作していたもので、今回取得することとなったものです。

以上、この案件は資料2の調査書の通り、農地法第3条第2項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長（中村会長）

只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。  
(意見、質問なし)

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
<p><b>議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について</b></p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>上木委員</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（橋本）</p>	<p>次に、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について事前に現地確認調査を行っておりますので、上木委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは、報告します。</p> <p>整理番号1番の転用目的は、自己住宅建設です。生活排水は下水道に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>2番の転用目的は、駐車場建設です。雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>3番の転用目的は、自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は浄化槽で処理し雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p> <p>4番の転用目的は、自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は下水道に接続し雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>以上4件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p> <p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>1番は [REDACTED] にあり、畑、面積138㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は、公共事業に伴う住居移転のため申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は準工業地域にあるため、第3種農地と判断さ</p>

れ、原則許可に該当するものと考えます。

2番は [REDACTED] にあり、畑、面積 250 m<sup>2</sup>、転用目的は駐車場建設です。譲受人は隣接地に居住しており、申請地を購入して駐車場を建設するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

3番は [REDACTED] にあり、畑、面積 66 m<sup>2</sup>、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は、現在の住居が手狭になったため、実家に隣接する申請地を使用貸借して自己住宅を建設するものです。申請地は、農地の拡がりが 10ha 以上の農地の一部であることから第1種農地と判断されますが、総面積 365.63 m<sup>2</sup>の併用 1/3以内であるため、許可相当に該当するものと考えます。

4番は [REDACTED] にあり、田、面積 278 m<sup>2</sup>、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は、現在の住居が手狭になったため、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、第二種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

説明は以上です。

議長（中村会長）

只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。  
(意見、質問なし)

議長（中村会長）

ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。  
議案第 10 号 農地法第5条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長（中村会長）

全会一致により、適切と認めます。

議案第 11 号 非農地証明願について

議長（中村会長）

次に、議案 第 11 号 非農地証明願について、事前に現地確認調査を行っていますので、上木委員から報告をお願いします。

上木委員

それでは、報告します。

1 番は、住宅が建っており、農地の状態ではないと判断しました。報告は以上です。

議長（中村会長）

それでは、事務局から説明してください。

事務局（橋本）

1 番は [REDACTED] にあり、畑、面積 498 m<sup>2</sup>です。この度、申請地の相続にあたって登記を調べたところ農地であることが判明したものです。昭和 22 年頃から家が建築されたもので、住宅が現存しており農地の状態ではないため、非農地証明の発行もやむを得ないと考えます。

議長（中村会長）

只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。

（意見、質問なし）

議長（中村会長）

ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。議案 第 11 号 非農地証明願について、適切と思われる方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長（中村会長）

全会一致により、適切と認めます。

報告 第 4 号 地籍調査による地目変更について

議長（中村会長）

次に、報告第 4 号 地籍調査による地目変更について、事務局から説明してください。

事務局（橋本）

説明させていただきます。まず地籍調査事業は、市が事業主体となって一筆ごとの土地を立会により境界を確認して、所有者、地番、地目を調査するとともに土地の面積を測量し、地番の変更、地目変更、地積更生、合筆、分筆の登記

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>を行います。相続登記など所有権の移転に関する登記はできません。地籍調査事業により、農地から非農地に地目変更登記をする場合は、特例として転用許可書や非農地証明書は不要となっております。但し、悪質な違法転用がある場合は、農業委員会から転用許可申請の提出や農地に原状回復するよう指導する場合があります。</p> <p>この度、加賀市長から令和5年度に■■■■■■■■■■で実施された地籍調査の結果、登記地目が農地であって現況が農地に復元することが困難であると判断した土地について、非農地への地目変更の照会があったものです。農地から非農地に変更になる土地は調査前が302筆、調査後が合筆等により259筆となっております。■■■■■■■■■■の雑種地については、過去に転用許可が下りており地目変更登記を怠っていたものです。そのほかは、原野、石川県や加賀市の公衆用道路であります。</p> <p>なお、中村会長に確認頂き異議がない旨を回答しております。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。（意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、終わります。</p>
<p><b>報告 第5号 農地利用最適化活動について</b></p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>次に、報告 第5号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（委員からの報告なし）</p> <p>その他事務連絡については、事務局から報告してください。</p>

### 事務連絡

事務局（宮下）

その他資料（資料3）当面の日程のみを説明  
（活動実績等を報告）

議長（中村会長）

ほかに何かありませんか。  
なければ、以上をもちまして、令和6年 第3回加賀市  
農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（午後2時0分）